

2018年12月20日

各位

広島県庄原市西本町二丁目14番1号
庄原農業協同組合
代表理事組合長 藤原 信孝

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律
(以下、休眠預金等活用法という。)に基づく預金保険機構への休眠預金等の移
管に関する公告

当組合は、休眠預金等活用法第3条第1項の規定に基づき、預金保険機構への
移管対象となる預金等について、下記のとおり公告します。

記

1. 対象となる預金

2009年1月から2009年6月までの間に最終異動日等のあった預金
等

2. 預金保険機構への納期限

2019年12月20日

※上記納期限は、休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への納付期限で
あり、実際の納付日と異なります。

3. 留意事項

- 上記2の納付の日において、上記1の預金等に係る預金者の債権は消
滅いたします。
- 消滅した債権については、上記1の預金等に係る預金者であった者は、
その旨を申し出ることによって預金保険機構に対して支払を請求するこ
とができます。詳細につきましては、当組合(電話番号0824-72-
4271)までご連絡ください。

以 上